

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
介護・訓練支援用具	特殊寝台	在宅	下肢又は体幹機能障害２級以上の者。ただし、学齢児未満については胃瘻等の理由を有し、医師が必要と認める者	頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	154,000	学齢児以上
	特殊マット	在宅	A 下肢又は体幹機能障害１級の者又は最重度の知的障害児・者（常時介護を要する者に限る。） B 上記の状態に加え、褥瘡もあり、治癒が困難な者で、医師が必要と認める者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	A ５年 B ６年	A 19,600 B 60,000	３歳以上
	特殊尿器	在宅	下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。）であって、当該用具に依らなければ排尿ができない者（排泄管理支援用具を支給されていない者に限る。）に限る。	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介助者が容易に利用し得るもの	５年	67,000	学齢児以上
	入浴担架	在宅	下肢又は体幹機能障害２級以上で当該用具に依らなければ入浴できない者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）入浴補助具と併用不可	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	５年	82,400	学齢児以上
	体位変換器	在宅	下肢又は体幹機能障害２級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	５年	15,000	学齢児以上
	移動用リフト	在宅	下肢又は体幹機能障害２級以上	介助者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの（ただし天井走行型、その他住宅改修を伴うものを除く。）	５年	159,000	３歳以上
	訓練いす	在宅	下肢又は体幹機能障害２級以上	原則として付属のテーブルをつけるものとする。	５年	33,100	３歳以上１８歳未満
	入浴補助用具	在宅	下肢又は体幹機能障害を有する者であって、入浴に介助を必要とする者（入浴担架を給付されたものは支給不可）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり、住宅改修を伴うものを除く。種類が違えば、基準額内で複数給付可	８年	90,000	３歳以上
	便器	在宅	下肢又は体幹機能障害２級以上で、排泄管理支援用具の支給を受けていない者	障害者等が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）ただし、取り替えに当たり、住宅改修を伴うものを除く。	８年	5,400	学齢児以上
	T字状・棒状の杖（１本杖のみ）	在宅・施設	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害（補装具で杖の交付を受けていない者）を有している者。ただし、比較的障害の程度が軽度で、歩行補助杖の使用により歩行機能が補完される者に限る。	T字状・棒状の杖	３年	3,000	３歳以上

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	在宅	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者（移動・移乗支援用具設置の解除については全額自己負担とする。）	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること（工事費を含む。） ア 障害者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ウ ケアシューズ、リハシューズは対象としない。	8年	60,000	3歳以上
	頭部保護帽	在宅・施設	次の各号のいずれかに該当する者 （１） 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、頻繁に転倒する者 （２） 知的障害児・者で障害の程度が重度又は最重度の者又は精神保健福祉手帳２級以上の者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ・革を主材料に製作 B スポンジ・革・プラスチックを主材料に製作	3年	A 12,160 B 36,750	—
	特殊便器	在宅	上肢障害２級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く（排泄管理支援用具の給付を受けているものを除く。）。	8年	151,200	学齢児以上
	火災警報器	在宅	障害等級２級以上並びにA1、A2の知的障害児・者（火災発生の感知及び避難、通報が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの 聴覚障害者用火災警報器については、室内の火災を煙又は熱により感知し、音、光、振動又は文字を発し、火災発生を知らせ得るもの	8年	15,500	—
	自動消火器	在宅	障害等級２級以上並びにA1、A2の知的障害児・者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700	—
	電磁調理器	在宅	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	41,000	18歳以上

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
	歩行時間延長信号機用小型送信機	在宅	視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	１０年	7,000	学齡児以上
	聴覚障害者用屋内信号装置	在宅	聴覚障害２級	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	１０年	87,400	１８歳以上
在宅療養支援用具	透析液加温器	在宅	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	５年	51,500	３歳以上
	吸入器 （ネブライザー）	在宅	呼吸機能障害３級以上又は同程度の者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で医師の意見書により一過性のものではなく、回復の見込みのない者で、自己排痰が困難で痰粘性を軽減し痰の咯出を容易にするため、霧状にした治療薬剤等の吸入を目的に当該用具が必要と認められる者に限る。	障害者が容易に使用し得るもの	５年	36,000	—
	電気式たん吸引器	在宅	呼吸機能障害３級以上又は同程度の者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で医師の意見書により一過性のものではなく、回復の見込みのない者で、自己排痰が困難であり、当該用具に依らなければ痰の咯出が困難であると認められる者に限る。	障害者が容易に使用し得るもの	５年	56,400	—
	パルスオキシメーター	在宅	呼吸機能障害１級で医療保険における在宅酸素療法を行っている者で、医師により必要と認められる者又は身体障害者手帳の交付を受けた者で、人工呼吸器を装着している者であって回復の見込みが無く、医師の意見書により必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	５年	90,000	—
	酸素ボンベ運搬車	在宅	呼吸機能障害を有し、医療保険における在宅酸素療法を受けている者。ただし、補装具（車椅子）にて酸素ボンベ固定装置の給付を受けていない者に限る。	障害者等が容易に使用し得るもの	１０年	17,000	—
	盲人用体温計 （音声式）	在宅	視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	9,000	１８歳以上
	盲人用体重計	在宅	視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	18,000	１８歳以上

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
	盲人用血圧計	在宅	視覚障害２級以上	視覚障害者が用意に使用し得るもの	５年	10,450	1８歳以上
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	在宅・施設	音声機能又は言語機能障害若しくは肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有し、当該用具に依らなければ会話が困難な者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者等が容易に使用し得るもの。 周辺機器は自己負担とする。	５年	98,800	学齢児以上
	情報・通信支援用具（障害者向けPC周辺機器及びアプリケーションソフト）	在宅・施設	視覚又は上肢機能障害２級以上の者であって、過去に沖縄県障害者バリアフリー化支援事業の助成を受けていない者（使用の内容（理由書の内容）によっては携帯用会話補助装置の周辺機器としての給付も可能とする。）	障害者がパーソナルコンピュータを使用するに当たり、障害がある故に必要なとなる周辺機器又はソフト	７年	100,000	学齢児以上
	点字ディスプレイ	在宅	視覚障害２級以上の主に情報の入手を点字によっている障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	６年	383,500	原則１８歳以上
	点字器（標準型）	在宅・施設	視覚障害２級以上	A 両面書真鍮版 B 両面書プラスチック製	７年	A 10,400 B 6,600	学齢児以上
	点字器（携帯用）			A 片面書アルミニウム製 B 片面書プラスチック製	７年	A 10,400 B 6,600	
	点字図書	在宅	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者等	点字により作成された図書	—	厚生労働大臣が認めた額（点字図書と墨字図書の差額）	学齢児以上
	点字タイプライター	在宅	就労又は就学している者若しくは就労が見込まれるもので、視覚障害２級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	63,100	学齢児以上
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	在宅	視覚障害２級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	８年	録音用 85,000 再生用 35,000	1８歳以上
	視覚障害者用活字読み上げ装置	在宅	視覚障害２級以上	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を暗号化して情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	99,800	学齢児以上

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
具	視覚障害者用拡大読書器	在宅	視覚障害者等であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,800	学齢児以上
	盲人用時計	在宅	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	13,000	学齢児以上
	聴覚障害者用通信装置	在宅	聴覚障害者等又は発声・発音に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの	6年	60,000	学齢児以上
	聴覚障害者用受信装置	在宅	聴覚障害者等であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者等が容易に使用し得るもの（周辺機器は自己負担）	6年	88,900	学齢児以上
	人工喉頭 (笛式)	在宅・施設	喉頭摘出者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等に管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの 付属品 気管カニューレ	5年	5,000	18歳以上
	人工喉頭 (電動式)			顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの 付属品 電池充電器		70,100	
	人工喉頭（埋込型用人工鼻）		喉頭摘出者であって、常時埋込型の人工喉頭を使用するものに限る。	気管孔に取り付けるフィルター（HMEカセット）、HMEカセットを気管孔に取り付けるために貼るシール状のベース	1月	23,100	
	ストーマ用装具 (蓄便袋)	在宅・施設	直腸機能障害の者。ただし、ストーマ（人工肛門）造設者に限る。	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製とする。 付属品 清拭用品（ガーゼ等）	1月	10,000	—
	ストーマ用装具 (蓄尿袋)		膀胱機能障害の者。ただし、ストーマ（人工膀胱）造設者に限る。	低刺激性の粘着材を使用した密封型又は収尿袋で尿処理用のキャップ付とし、ラテックス製又はプラスチックフィルム製とする。 付属品 清拭用品（ガーゼ等）	1月	13,000	—

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
排泄管理支援用具	洗腸用具		蓄使用のストーマ造設者又は直腸機能障害（先天性疾患に起因する神経障害による高度の排便機能障害のある者又は先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者）であって、医師の意見書により必要と認められる者	洗腸用具は、灌注（洗腸）排便法を行うために必要なもの	1月	8,858	—
	紙おむつ	在宅・施設	以下の（１）～（４）のいずれかに該当する者で、紙おむつ判定書により必要と認められる者。ただし、（４）にあつては、１年ごとに紙おむつ判定書で必要と認められる者とする。 （１） 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ装着ができない者 （２） 先天性疾患による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 （３） 脳原性運動機能障害又は脳原性移動機能障害のある者で、排便排尿の意思表示が困難な者 （４） A 1又はA 2の知的障害のある者で、排便排尿の意思表示が困難な者	紙おむつ・サラシ・ガーゼ・脱脂綿等障害者等が容易に使用し得るもの 付属品 清拭用品（おしりふき等）	1月	12,000	3歳以上
	収尿器 （男子用）	在宅・施設	脊髓損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、必要と認められる男性	採尿器と蓄尿袋で構成し、逆流防止装置をつけ、尿を溜めておくもの ラテックス製又はゴム製 A普通型 B簡易型	1年	A 7,700 B 5,700	3歳以上
	収尿器 （女子用）		脊髓損傷等による排尿障害（特に失禁のある場合）により、必要と認められる女性	A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付 ・簡易型は採尿袋20袋を1組とする。		A 8,500 B 5,900	

改正後別表第1

用具	種目	区分	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額 (円：税込)	対象年齢
住宅改修	居宅生活動作補助用具	在宅	下肢、体幹又は乳幼児期以前の脳病変による運動機能障害を有する身体障害者等であって、障害等級３級以上の者（ただし、特殊便器への取り替えをする場合は上肢障害２級以上の者） 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は家主の承諾を必要とする。）であり、かつ、身体の状態、住宅の状態を勘案して、うるま市が必要と認める場合に給付するものとする。	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	１回限り	200,000	学齢児以上
			工事及び用具内容 １ 手すりの取付 ２ 段差の解消 ３ 滑り防止及び移動の円滑化等のため床又は通路面の材料の変更 ４ 引き戸等への扉の立て替え ５ 洋式便器等への便器の取り替え ６ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 ※ 工事施工後、改修前の状態に戻すことについては、自己負担とする。				